

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前										
第 6 章 通 関 第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関 （関係協定等の略称） 68－5－0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 （1）～（45）（省略） <u>(46) 「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」（平成 27 年条約第 1 号）・・・・・・・・モンゴル協定</u> <u>(47) モンゴル協定第 3・2 条及び同附属書 2 に定める品目別規則</u> ・・・・・・・・モンゴル品目別規則 <u>(48) モンゴル協定第 3・26 条に定める原産地規則のための運用上の手続規則</u> ・・・・・・・・モンゴル運用上の手続規則 （経済連携協定原産品の認定の基準） 68－5－2 経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率を適用する場合において、輸入貨物が当該経済連携協定の締約国原産品とされるものであるかの認定については、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する同表第 2 欄に掲げる原産地規則に関する規定に基づき行うものとする。 なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のための原産地認定には適用されないので、留意する。 <table><tr><td>経済連携協定</td><td>原産地規則に係る規定</td></tr><tr><td>（省略）</td><td></td></tr><tr><td><u>モンゴル協定</u></td><td><u>モンゴル協定第 3 章第 3・1 条から第 3・7 条まで及び第 3・9 条から第 3・14 条まで</u></td></tr></table> （経済連携協定の品目別規則の取扱い）	経済連携協定	原産地規則に係る規定	（省略）		<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル協定第 3 章第 3・1 条から第 3・7 条まで及び第 3・9 条から第 3・14 条まで</u>	第 6 章 通 関 第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関 （関係協定等の略称） 68－5－0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 （1）～（45）（同左） <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> （経済連携協定原産品の認定の基準） 68－5－2 経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率を適用する場合において、輸入貨物が当該経済連携協定の締約国原産品とされるものであるかの認定については、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する同表第 2 欄に掲げる原産地規則に関する規定に基づき行うものとする。 なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のための原産地認定には適用されないので、留意する。 <table><tr><td>経済連携協定</td><td>原産地規則に係る規定</td></tr><tr><td>（同左）</td><td></td></tr></table> （経済連携協定の品目別規則の取扱い）	経済連携協定	原産地規則に係る規定	（同左）	
経済連携協定	原産地規則に係る規定										
（省略）											
<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル協定第 3 章第 3・1 条から第 3・7 条まで及び第 3・9 条から第 3・14 条まで</u>										
経済連携協定	原産地規則に係る規定										
（同左）											

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

改正前

68－5－4

68－5－4

(1) 及び(2) （省略）

(3) 産品が原産資格割合及び域内原産割合（以下、この節において「原産資格割合」という。）並びに産品の工場渡し価額に対する非原産材料の最大の価額の割合の要件の対象となる場合において、附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料に係る扱いは次の表第 2 欄から第 4 欄までのとおりとする。

経済連携協定	附属品等の扱い	小売用包装材料の扱い	船積み用こん包材料の扱い
(省略)			
オーストラリア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
モンゴル協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。

(4) 及び(5) （省略）

(6) マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、インド協定、ペルー協定、オーストラリア協定又はモンゴル協定に係る「原産資格割合」又は「域内原産割合」を用いた品目別規則の適用において、産品が締約国原産品と認定されるためには、当該産品の「原産資格割合」又は「域内原産割合」が、当該品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業（インド協定については、同協定第33条、ペルー協定については、同協定第42条、<u>モンゴル協定については、同協定第3・7条</u>に規定する原産資格を与えることとならない作業を超える水準の生産又は作業）を行う場合）であることが必要であるので留意する。 イ 原産資格割合は、次により算出する。 $\text{原産資格割合}(\%) = \frac{\text{F O B 価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ なおチリ協定については、他に $\text{原産資格割合}(\%) = \frac{\text{原産材料価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100 \quad \text{を、}$ インド協定<u>及びモンゴル協定</u>については、他に $\text{原産資格割合}(\%) = \frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ を選択し適用することができるものとする。 この場合における用語の意義は次による。 (イ) ～(ロ) (省略) (ハ) 「原産材料価額」とは、製品の生産において使用されるすべての原産材料の価額をいい、チリ協定第31条、<u>インド協定第30条及びモンゴル協定第3・4条</u>の規定に従って決定される価額をいう。 ロ～ハ (省略)	又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業（インド協定については、同協定第33条、ペルー協定については、同協定第42条に規定する原産資格を与えることとならない作業を超える水準の生産又は作業）を行う場合）であることが必要であるので留意する。 イ 原産資格割合は、次により算出する。 $\text{原産資格割合}(\%) = \frac{\text{F O B 価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ なおチリ協定については、他に $\text{原産資格割合}(\%) = \frac{\text{原産材料価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100 \quad \text{を、}$ インド協定については、他に $\text{原産資格割合}(\%) = \frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ を選択し適用することができるものとする。 この場合における用語の意義は次による。 (イ) ～(ロ) (同左) (ハ) 「原産材料価額」とは、製品の生産において使用されるすべての原産材料の価額をいい、チリ協定第31条<u>及びインド協定第30条</u>の規定に従って決定される価額をいう。 ロ～ハ (同左)

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																				
(7) (省略) (8) 繊維製品の規則の適用に当たって、次表の第 1 欄の経済連携協定に対応する第 2 欄に掲げる解説を参考にするので留意する。 <table border="1"> <tr> <th>経済連携協定</th><th>運用上の手続規則</th></tr> <tr> <td>(省略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>モンゴル協定</u></td><td><u>モンゴル運用上の手続規則別紙 3</u></td></tr> </table> なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。 (9) (省略) (積送基準に関する取扱い) 68－5－9 次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する第 2 欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第 61 条第 1 項第 2 号ロ (1) 及び (2) に掲げる規定を満たすものをいい、同項第 2 号ロの規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 <table border="1"> <tr> <th>経済連携協定名</th><th>積送基準</th></tr> <tr> <td>(省略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>モンゴル協定</u></td><td><u>モンゴル協定第 3・8 条</u></td></tr> </table> 令第 61 条第 1 項第 2 号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。 (「博覧会等への出品のため送り出された貨物」の取扱い) 68－5－10 令第 61 条第 1 項第 2 号ロ (2) に規定する「博覧会等への出品のため送り出された貨物」については、関税暫定措置法基本通達 8 の 2－15 (直	経済連携協定	運用上の手続規則	(省略)		<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル運用上の手続規則別紙 3</u>	経済連携協定名	積送基準	(省略)		<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル協定第 3・8 条</u>	(7) (同左) (8) 繊維製品の規則の適用に当たって、次表の第 1 欄の経済連携協定に対応する第 2 欄に掲げる解説を参考にするので留意する。 <table border="1"> <tr> <th>経済連携協定</th><th>運用上の手続規則</th></tr> <tr> <td>(同左)</td><td></td></tr> </table> なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。 (9) (同左) (積送基準に関する取扱い) 68－5－9 次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する第 2 欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第 61 条第 1 項第 2 号ロ (1) 及び (2) に掲げる規定を満たすものをいい、同項第 2 号ロの規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 <table border="1"> <tr> <th>経済連携協定名</th><th>積送基準</th></tr> <tr> <td>(同左)</td><td></td></tr> </table> 令第 61 条第 1 項第 2 号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。 (「博覧会等への出品のため送り出された貨物」の取扱い) 68－5－10 令第 61 条第 1 項第 2 号ロ (2) に規定する「博覧会等への出品のため送り出された貨物」については、関税暫定措置法基本通達 8 の 2－15 (直	経済連携協定	運用上の手続規則	(同左)		経済連携協定名	積送基準	(同左)	
経済連携協定	運用上の手続規則																				
(省略)																					
<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル運用上の手続規則別紙 3</u>																				
経済連携協定名	積送基準																				
(省略)																					
<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル協定第 3・8 条</u>																				
経済連携協定	運用上の手続規則																				
(同左)																					
経済連携協定名	積送基準																				
(同左)																					

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

接運送に関する取扱い)の(3)の規定を準用する。

(原産地証明書の必要的要件及び様式)

68－5－11

(1) 以下、本節において、原産地証明書とは、次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。

協定名	原産地証明書	本節における略称
(省略)		
モンゴル協定	モンゴル協定第 3 ・ 16 条に基づく原産地証明書	モンゴル協定原産地証明書

(2) 令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68－5－2 に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A 税率を適用することはできないことに留意する。

イ 次表中の第 1 欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる事項が以下(イ)から(ハ)までに留意して記載され、かつ、後記 68－5－14 (1) に定める発給機関により発給されたものであり、その印及び署名権者の署名がなされているものであること。

(省略)	
モンゴル協定	モンゴル協定附属書 3 に定める事項

改正前

接運送に関する取扱い)の(3)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「同項第 3 号」とあるのは「令第61条第 1 項第 2 号ロ(2)」と、「博覧会、展示会その他これに類するもの」とあるのは「博覧会等」と、「物品」とあるのは「貨物」と、「特惠受益国」とあるのは「締約国」と読み替えるものとする。

(原産地証明書の必要的要件及び様式)

68－5－11

(1) 以下、本節において、原産地証明書とは、次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。

協定名	原産地証明書	本節における略称
(同左)		

(2) 令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68－5－2 に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A 税率を適用することはできないことに留意する。

イ 次表中の第 1 欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる事項が以下(イ)から(ハ)までに留意して記載され、かつ、後記 68－5－14 (1) に定める発給機関により発給されたものであり、その印及び署名権者の署名がなされているものであること。

(同左)	
------	--

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

(イ) (省略)

(ロ) 原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第 1 欄に示す原産地証明書に対応した同第 2 欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨(アセアン包括協定原産地証明書においては第 10 欄に、インド協定原産地証明書においては第 7 欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。)及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていること。

原産地証明書	記載欄	留意事項
(省略)		
モンゴル協定原産地証明書	「 8. Remarks:」	二

(ハ) (省略)

ロ～ホ (省略)

ヘ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載されていること。

原産地証明書	記載事項
(省略)	
オーストラリア協定原産地証明書	“DUPLICATE OF THE ORIGIN CERTIFICATE OF ORIGIN <u>NUMBER DATED</u> ”
モンゴル協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日

改正前

(イ) (同左)

(ロ) 原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第 1 欄に示す原産地証明書に対応した同第 2 欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨(アセアン包括協定原産地証明書においては第 10 欄に、インド協定原産地証明書においては第 7 欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。)及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていること。

原産地証明書	記載欄	留意事項
(同左)		

(ハ) (同左)

ロ～ホ (同左)

ヘ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載されていること。

原産地証明書	記載事項
(同左)	
オーストラリア協定原産地証明書	“DUPLICATE OF THE ORIGIN CERTIFICATE OF ORIGIN <u>NUMBER DATED</u> ”

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原産地証明書が発給された日であるので、令第 61 条第 5 項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。

ト 原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から 4 日目以降（例えば、船積日が 7 月 1 日であれば、7 月 4 日以降））、フィリピン協定にあっては船積日から 3 日目以降）において発給された場合には、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載され、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

原産地証明書	記載事項	留意事項
(省略)		
モンゴル協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	二

チ (省略)

(3) 原産地証明書の様式は次表第 2 欄に掲げるものとする。ただし、シンガポール協定にあっては、シンガポール協定第 31 条、オーストラリア協定にあっては、オーストラリア協定第 3・15 条に規定される原産地証明書の様式を指すものとする。

原産地証明書	原産地証明書の様式
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ統一規則附属書 2 に定める様式
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア運用上の手続規則別紙 1－A に定める様式
チリ協定原産地証明	チリ運用上の手続規則別紙 2－A に定める様式

改正前

なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原産地証明書が発給された日であるので、令第 61 条第 5 項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。

ト 原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から 4 日目以降（例えば、船積日が 7 月 1 日であれば、7 月 4 日以降））、フィリピン協定にあっては船積日から 3 日目以降）において発給された場合には、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載され、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

原産地証明書	記載事項	留意事項
(同左)		

チ (同左)

(3) 原産地証明書の様式は次表第 2 欄に掲げるものとする。ただし、スイス協定にあっては、スイス協定附属書 2 第 15 条(a)及び第 16 条に規定される原産地証明書の様式を指すものとする。

原産地証明書	原産地証明書の様式
シンガポール協定原産地証明書	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－1)
メキシコ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE UNITED MEXICAN STATES AND JAPAN FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
書	<u>式</u>		<u>OF ORIGIN」(C-5290-2) 及び</u> <u>「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA</u> <u>ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS</u> <u>UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN CERTIFICADO</u> <u>DE ORIGEN」(C-5290-3)</u>
タイ協定原産地証明書	<u>タイ運用上の手続規則別紙 1-A に定める様式</u>		
インドネシア協定原産地証明書	<u>インドネシア運用上の手続規則別紙 1-A に定める様式</u>		
ブルネイ協定原産地証明書	<u>ブルネイ運用上の手続規則別紙 1-A に定める様式</u>	マレーシア協定原産地証明書	<u>「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEP」(C-5290-4)</u>
アセアン包括協定原産地証明書	<u>アセアン運用上の規則付録 1 に定める様式</u>	チリ協定原産地証明書	<u>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-5)</u>
フィリピン協定原産地証明書	<u>フィリピン運用上の手続規則別紙 1-A に定める様式</u>	タイ協定原産地証明書	<u>「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」(C-5290-6)</u>
スイス協定原産地証明書	<u>スイス協定附属書 2 付録 2 に定める様式に適合する書式</u>	インドネシア協定原産地証明書	<u>「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEP」(C-5290-7)</u>
ベトナム協定原産地証明書	<u>ベトナム運用上の規則付録 2 に定める様式</u>	ブルネイ協定原産地証明書	<u>「AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-8)</u>
インド協定原産地証明書	<u>インド運用上の手続別紙 1 に定める様式</u>	アセアン包括協定原産地証明書	<u>「THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN(AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ」(C-5290-9)</u>
ペルー協定原産地証明書	<u>ペルー協定附属書 4 に定める様式に適合する書式</u>	フィリピン協定原産	<u>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE</u>
<u>モンゴル協定原産地証明書</u>	<u>モンゴル運用上の手続規則別紙 1-A に定める様式</u>		

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	地証明書	<u>PEPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP FORM JP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－10)</u>
	スイス協定原産地証明書	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める様式 (<u>C－5290－11</u>)
	ベトナム協定原産地証明書	<u>「AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM VJ」 (C－5290－12)</u>
	インド協定原産地証明書	<u>「COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDIA AND JAPAN CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－13)</u>
	ペルー協定原産地証明書	<u>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－14)</u>
	<u>オーストラリア協定 原産地証明書</u>	<u>「JAPAN－AUSTRALIA ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT (JAPEA) CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－15(1)) 又は「Australia－Japan Economic Partnership Agreement CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－15(2))</u>
(原産品であることを明らかにする書類の取扱い) 68－5－11 の 4 (1) (省略) (2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。 イ その他の書類に提出にあたっては、原産品申告明細書 (C－5293) に原産品申告書に記載された製品の番号等必要事項を記載し、こ	(原産品であることを明らかにする書類の取扱い) 68－5－11 の 4 (1) (同左) (2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。 イ その他の書類に提出にあたっては、原産品申告明細書 (C－5293) に原産品申告書に記載された製品の番号等必要事項を記載し、こ	

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																			
れに適用した原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類を添付して提出させるものとする。<u>なお、原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載項目を含むその他の書面による提出が行われた場合は、これを認めて差し支えないものとする。</u> ロ～ニ （省略） （締約国品目証明書の必要的要件） 68－5－11 の 5 (1) 本節において、締約国品目証明書とは、次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第 2 欄に掲げるものを言う。 <table><tr><th>協定名</th><th>締約国品目証明書</th><th>本節における略称</th></tr><tr><td>(省略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>モンゴル協定</u></td><td><u>モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節に基づく品目証明書</u></td><td><u>モンゴル協定締約国品目証明書</u></td></tr></table> (2) （省略） <u>（削除）</u> （不備のある締約国品目証明書の取扱い） 68－5－12 の 4 締約国品目証明書の記載事項について、前記<u>68－5－11 の 5</u>の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合、原則として、EPA 税率を適用することはできない。ただし、締約国品目証明書の記載事項において、以下のような不備がある場合については、当該不備を軽微な誤りとして、EPA 税率を適用して差し支えないこととする。この場合に	協定名	締約国品目証明書	本節における略称	(省略)			<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節に基づく品目証明書</u>	<u>モンゴル協定締約国品目証明書</u>	れに適用した原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類を添付して提出させるものとする。 ロ～ニ （同左） （締約国品目証明書の必要的要件<u>及び様式</u>） 68－5－11 の 5 (1) 本節において、締約国品目証明書とは、次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第 2 欄に掲げるものを言う。 <table><tr><th>協定名</th><th>締約国品目証明書</th><th>本節における略称</th></tr><tr><td>(同左)</td><td></td><td></td></tr></table> (2) （同左） <u>(3) 締約国品目証明書の様式は次表第 2 欄に掲げるものとする。</u> <table><tr><th><u>締約国品目証明書</u></th><th><u>締約国品目証明書の様式</u></th></tr><tr><td><u>ペルー協定締約国品目証明書</u></td><td><u>（C－5291－3(1)）又は（C－5291－3(2)）</u></td></tr></table> （不備のある締約国品目証明書の取扱い） 68－5－12 の 4 締約国品目証明書の記載事項について、前記<u>68－5－11 の 3</u>の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合、原則として、EPA 税率を適用することはできない。ただし、締約国品目証明書の記載事項において、以下のような不備がある場合については、当該不備を軽微な誤りとして、EPA 税率を適用して差し支えないこととする。この場合に	協定名	締約国品目証明書	本節における略称	(同左)			<u>締約国品目証明書</u>	<u>締約国品目証明書の様式</u>	<u>ペルー協定締約国品目証明書</u>	<u>（C－5291－3(1)）又は（C－5291－3(2)）</u>
協定名	締約国品目証明書	本節における略称																		
(省略)																				
<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節に基づく品目証明書</u>	<u>モンゴル協定締約国品目証明書</u>																		
協定名	締約国品目証明書	本節における略称																		
(同左)																				
<u>締約国品目証明書</u>	<u>締約国品目証明書の様式</u>																			
<u>ペルー協定締約国品目証明書</u>	<u>（C－5291－3(1)）又は（C－5291－3(2)）</u>																			

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																				
において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない締約国品目証明書を提出するよう指導する。	において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない締約国品目証明書を提出するよう指導する。																																				
（原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関）	（原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関）																																				
68－5－14	68－5－14																																				
(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関とする。	(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関とする。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原産地証明書</th><th>原産地証明書の発給機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定原産地証明書</td><td>シンガポール税関</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>メキシコ経済省</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td><td>マレーシア国際貿易産業省</td></tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td><td>チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給について責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA)）」及び「商工会議所（Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo）」が指定されている。）</td></tr> <tr> <td>タイ協定原産地証明書</td><td>タイ商務省又はこれを承継する当局</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定原産地証明書</td><td>インドネシア商業省</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定原産地証明書</td><td>ブルネイ外務貿易省</td></tr> <tr> <td>アセアン包括協定原産地証明書</td><td>アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)</td></tr> </tbody> </table>	原産地証明書	原産地証明書の発給機関	シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関	メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省	マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省	チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給について責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA)）」及び「商工会議所（Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo）」が指定されている。）	タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを承継する当局	インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省	ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省	アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原産地証明書</th><th>原産地証明書の発給機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定原産地証明書</td><td>シンガポール税関</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>メキシコ経済省</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td><td>マレーシア国際貿易産業省</td></tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td><td>チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA)）」及び「商工会議所（Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo）」が指定されている。）</td></tr> <tr> <td>タイ協定原産地証明書</td><td>タイ商務省又はこれを継承する当局</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定原産地証明書</td><td>インドネシア商業省</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定原産地証明書</td><td>ブルネイ外務貿易省</td></tr> <tr> <td>アセアン包括協定原産地証明書</td><td>アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)</td></tr> </tbody> </table>	原産地証明書	原産地証明書の発給機関	シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関	メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省	マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省	チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA)）」及び「商工会議所（Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo）」が指定されている。）	タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局	インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省	ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省	アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)
原産地証明書	原産地証明書の発給機関																																				
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関																																				
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省																																				
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省																																				
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給について責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA)）」及び「商工会議所（Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo）」が指定されている。）																																				
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを承継する当局																																				
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省																																				
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省																																				
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)																																				
原産地証明書	原産地証明書の発給機関																																				
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関																																				
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省																																				
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省																																				
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA)）」及び「商工会議所（Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo）」が指定されている。）																																				
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局																																				
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省																																				
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省																																				
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)																																				

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン関税局
スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム商工省
インド協定原産地証明書	インド商工省商務局 <u>（インド協定附属書 3 第 3 節 2 に基づき原産地証明書の発給のための政府以外の団体として「Export Inspection Council of India」、「Textiles Committee」及び「The Marine Products Export Development Authority」が指定されている。）</u>
ペルー協定原産地証明書	ペルー通商観光省又はその後継機関
オーストラリア協定 <u>原産地証明書</u>	the Australian Chambers of Commerce and Industry又は the Australian Industry Group
<u>モンゴル協定原産地証明書</u>	<u>モンゴル産業省</u>

原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

(2) 締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第 1 欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第 2 欄に掲げる機関とする。

締約国品目証明書 (省略)	締約国品目証明書の発給機関
<u>モンゴル協定締約国品目証明書</u>	<u>モンゴル食糧・農牧業省</u>

改正前	
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン関税局
スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム商工省
インド協定原産地証明書	インド商工省商務局
ペルー協定原産地証明書	ペルー通商観光省又はその後継機関
オーストラリア協定	the Australian Chambers of Commerce and Industry又は the Australian Industry Group

原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

(2) 締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第 1 欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第 2 欄に掲げる機関とする。

締約国品目証明書 (同左)	締約国品目証明書の発給機関
------------------	---------------

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

(特惠待遇を受けることのできる品目であることについての確認)

68－5－21

(1) 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定する必要がある場合には、表 1 第 1 欄に掲げる締約国品目証明書に対応する第 2 欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

表 1

締約国品目証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による特惠待遇を受けることのできる品目でないことの決定
(省略)			
<u>モンゴル協定締約国品目証明書</u>	<u>モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節第 4 項に定める運用上の手続規則第 2 節第 2 規程</u>	<u>モンゴル食糧・農牧業省</u>	<u>モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節第 4 項に定める運用上の手続規則第 2 節第 2 規程</u>

(2)～(3) (省略)

(4) 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から下表 2 の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する第 2 欄の期間内（追加情報の要請にあっては、第 3 欄の期間内）に回答を行わない場合及び質問書（追

改正前

締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

(特惠待遇を受けることのできる品目であることについての確認)

68－5－21

(1) 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定する必要がある場合には、表 1 第 1 欄に掲げる締約国品目証明書に対応する第 2 欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

表 1

締約国品目証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による特惠待遇を受けることのできる品目でないことの決定
(同左)			

(2)～(3) (同左)

(4) 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から下表 2 の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する第 2 欄の期間内（追加情報の要請にあっては、第 3 欄の期間内）に回答を行わない場合及び質問書（追

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

加の質問書を含む。)に対する回答が、貨物が特惠待遇を受けることのできる品目であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(1)の表 1 第 4 欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が特惠待遇を受けることのできる品目ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国品目証明書を無効なものと認めて、E P A 税率を適用しないこととなるので、留意する。

表 2

締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限
ペルー協定締約国品目証明書	90 日	—
モンゴル協定締約国品目証明書	90 日	—

(5)～(6)（省略）

（事前教示の手続等）

68－5－22 シンガポール協定第32条、マレーシア協定第41条、ブルネイ協定第38条、インド協定第47条、ペルー協定第81条、オーストラリア協定第4・5条及びモンゴル協定第4・6条に規定する事前教示並びにタイ協定第41条に規定する照会に対する回答に係る手続等に関しては、前記 7－17(納税申告等に係る事前教示の手続)を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から30日以内（前記 7－19の 2 に規定する文書回答の手続等については、90日以内）の極力早期に、当該教示を行うよう努めるものとする。

改正前

加の質問書を含む。)に対する回答が、貨物が特惠待遇を受けることのできる品目であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(1)の表 1 第 4 欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が特惠待遇を受けることのできる品目ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国品目証明書を無効なものと認めて、E P A 税率を適用しないこととなるので、留意する。

表 2

締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限
ペルー協定締約国品目証明	90 日	—

(5)～(6)（同左）

（事前教示の手続等）

68－5－22 シンガポール協定第32条及びマレーシア協定第41条、ブルネイ協定第38条、インド協定第47条、ペルー協定第81条及びオーストラリア協定第4・5条に規定する事前教示並びにタイ協定第41条に規定する照会に対する回答に係る手続等に関しては、前記 7－17(納税申告等に係る事前教示の手続)を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から30日以内（前記 7－19の 2 に規定する文書回答の手続等については、90日以内）の極力早期に、当該教示を行うよう努めるものとする。